

## 令和8年度経営所得安定対策の水田活用直接支払交付金

国が長年進めてきた減反政策（米の生産調整）は平成30年産で終了しました。したがって主食用水稻の作付けに制限はありません。また国は水田の経営安定対策として食料自給率・自給力の向上のため麦・大豆・米粉用米・野菜・飼料作物などの販売農家が要件を満たした場合、交付金を交付する制度を創設しました。この申請は毎年4月下旬から6月中旬までです。

### ◎交付対象者

- ① 自家消費や贈答などを除く販売目的で対象作物を対象水田で生産する「販売農家」および「集落営農組織」
- ② 飼料作物は自家利用する畜産農家または飼料供給契約により他の畜産農家へ供給する農家

### ◎対象水田

用水路・畦畔（水田機能）があり、水張りができて田植えできる水田

### ◎その他要件

- ・ほかにも対象作物の種類があります
- ・対象作物の販売伝票・出荷伝票・実績報告書などの提出が義務付けられています

### ◎令和8年度までに1回以上田植えまたは土壌改良資材の散布を実施

令和4年から令和8年度までに1回以上田植えをすること。田植えをしない場合は連作障害を回避するため熔リン・石灰・堆肥などの土壌改良資材を1回以上散布してください。実施しなかった場合は交付対象外となります。



問 農政課 農政係  
☎ 0986-76-8808  
大隅支所 産業振興課  
☎ 099-482-5950  
財部支所 産業振興課  
☎ 0986-72-0938

## 食生活改善推進員養成講座の参加者募集！

問 保健課 健康増進係 栄養士 ☎ 0986-76-8806

食生活改善推進員とは生活習慣病予防のため食生活改善・食育・音楽体操の普及活動を行うボランティア団体です。推進員になるには市が開催する養成講座や研修会・調理実習・運動研修などを受講し、期間内に20ポイント（20時間）を取得します。足りないポイントは翌年に持ち越すこともできます。講座終了後は食生活改善推進員連絡協議会に在籍し、生活習慣病予防のための食生活改善や食育、音楽体操普及を目的とするボランティア活動を行います。

**対象者** 市内在住で20歳以上の方  
※先着20名  
**講座期間** 5月～令和9年3月  
**申込期間** 3月31日（月）まで  
**受講料** 無料  
**申込方法** 保健課へ電話



食生活改善推進員の皆さん

一緒に活動しませんか？

## 4月1日から水道事業の一部を民間委託します

水道課では令和8年4月1日より、上下水道事業の一部を民間委託し

「曾於市水道お客様センター」を開設します。

問 水道課 ☎ 0986-76-8812

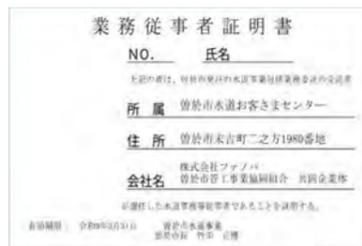
### ◎委託の目的

民間事業者の専門的なノウハウを導入し、業務の効率化および経費の削減を図るとともに、お客様サービスの向上を図ることを目的としています。

### ◎委託先

株式会社ファノバ・曾於市管工事業協同組合 企業共同体

※委託会社の社員は統一した制服を着用し、水道課が発行した身分証を携帯しています



### ◎委託する業務

- ・電話対応や窓口での受付業務
  - ・水道の開始・廃止などの業務
  - ・漏水の初期対応
  - ・水道メーターの検針業務
  - ・上下水道料金の収納・滞納整理業務
- ※曾於市お客様センターとして業務を行います

### ◎曾於市水道お客様センターの開設場所

- 末吉地区 ▶ 本庁 水道課 内
- 大隅地区 ▶ 大隅支所 産業振興課 内
- 財部地区 ▶ 財部支所 産業振興課 内



### ◎委託期間

令和8年4月1日から  
令和13年3月31日まで

## 「きばっど曾於市！商品券」取扱店の募集

問 企画政策課 政策調整係 ☎ 0986-76-8802

エネルギー・食料品などの物価高騰の影響から、市内の生活者支援のために実施する曾於市経済対策配布型商品券事業（第7弾）の取扱店を募集します。

商品券は1人1冊配布し、1冊15,000円分の商品券（500円券×15枚×2種類）です。

- (1) 全店応援券 すべての取扱店で使用可能
  - (2) 地元店応援券 市内の飲食店または地元店として登録された取扱店のみ使用可能
- ※飲食店使用時に1枚当たり600円の取り扱いは実施しません

### ◎提出書類

- 曾於市経済対策配布型商品券（第7弾）取扱店登録申請書
- 換金振込先口座の写し

### ◎申請方法

申請書に必要事項を記入し提出書類を持参してください。申請書は市ホームページまたは窓口にて受け取りください。

### ◎申請期限

12月28日（月）まで

※3月18日（水）までに登録された取扱店は、取扱店一覧のチラシに掲載されます。以降は市ホームページのみの掲載となります

- ・本庁 企画政策課（本館2階） ☎ 0986-76-8802
- ・大隅支所 地域振興課 ☎ 099-482-5921
- ・財部支所 地域振興課 ☎ 0986-72-0931



## 事前予約で転出・転入の受付時間を延長します

年度末の3月は転出・転入などの手続きに訪れる方が多く、市役所の窓口が混雑します。混雑回避や市民の皆さまの利便性向上のため本庁と大隅・財部支所で窓口受付時間を延長します。

来庁される本庁または各支所へ事前予約をお願いします。必要な手続きを把握するため、予約時に異動内容などについて聞き取りを行いますのでご協力をお願いします。

### ◎窓口延長について

期 間 3月25日(水)～3月31日(火)

※土・日曜日は除く

時 間 午後5時15分から午後7時まで

※午後5時15分までに来庁される方は予約不要です

※予約した場合でも混雑状況により予約時刻に手続き開

始できない場合があります

### ◎予約申込期間

**3月10日(火)から来庁当日の正午まで**

### ◎予約先・お問い合わせ

本 庁 市民環境課 ☎0986-76-8805

大隅支所 地域振興課 ☎099-482-5923

財部支所 地域振興課 ☎0986-72-0934

### ◎受付できる業務内容

転出・転入など住民異動の受付／印鑑登録の受付／各種証明書の交付／国民健康保険・後期高齢者医療に関する届出／介護保険・重度心身障害者医療・こども医療費・児童手当・保育所入退所／市立小中学校就学／上下水道閉開栓などに関する届出

※窓口延長時に一部受付できない申請や手続きがあります。

予約時にご確認ください



## オンラインの転出手続き (引越ワンストップサービス) について

進学や就職にともなう転出の方は便利です。

### ◎マイナポータルを使用したオンライン申請

- ・マイナポータルを通じてオンラインで転出届の提出ができます
- ・このサービスを利用すると転出届のための**曾於市役所窓口**への来庁は原則不要になります
- ・水道の閉栓または廃止の手続きが必要な場合は、別途届出書が必要なので水道課 (☎0986-76-8812) にご連絡ください
- ・**転出手続き後、引越し先の自治体窓口での転入手続きは必要です**

### ◎申請できる方

- ・マイナンバーカードを持っており、有効な署名用電子証明書暗証番号(英数字6～16桁)、利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)の利用がついている方
- ・日本国内で引っ越しされる方

### ◎対象になる転出手続き

- ・ご自身単身での引越し
- ・ご自身と同一世帯員の引越し
- ・ご自身以外の世帯員の方の引越し

### ◎オンライン申請できる期間

- ・他の市区町村にお住まいになる予定日の30日前から
- ・すでに他の市区町村への引越しが済んでいる場合は引越しをした日から10日以内

### ◎オンライン申請リンク先



転出手続きは  
こちらから

### ◎お問い合わせ

本 庁 市民環境課 ☎0986-76-8805

大隅支所 地域振興課 ☎099-482-5923

財部支所 地域振興課 ☎0986-72-0934